



(登録申請の手続)

**第十二条** 選手の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を競走実施機関に提出するものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。)

四 住所

五 選手資格検定試験の合格証書の番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付するものとする。

一 履歴書

二 本籍(外国人にあっては、国籍等)の記載のある住民票の写し

三 申請者が未成年者であるときは親権者の同意書

(登録)

**第十三条** 競走実施機関は、前条の申請があつたときは、同条第一項各号に掲げる事項並びに登録番号及び登録年月日を選手登録簿に記載して登録を行うものとする。ただし、第十一條第一項の資格検定試験に合格した日から申請の日までの期間が六月をこえる者又は第十九條第一号、第二号若しくは第四号に該当し登録を消除されて再登録を申請する者については、身体検査及び適性検査を行い、これに合格した者でなければ登録をしてはならない。

2 選手の登録の有効期間は、登録の日から三年とする。

(欠格事由)

**第十四条** 競走実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者を選手として登録してはならない。

一 十六歳未満の者

二 法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者又は禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しないもの

三 競走実施機関の役員及び職員並びに審判員、競走に使用するボート及びモーターの検査員(以下「検査員」という。)、競走に關係する施行者の職員その他の競走の運営に従事する者

四 第二十條第一項各号のいずれかに該当し、登録を消除された者であつて、消除の日から二年を経過しないもの

(登録票の交付)

**第十五条** 競走実施機関は、第十三條の登録を行つたときは、選手登録票(第三号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(登録票の更新)

**第十六条** 選手の登録は、当該選手の申請により更新することができる。

2 前項の規定により登録更新の申請をしようとする者は、有効期間満了の日の三十日前までに、申請書に選手登録票及び写真を添えて競走実施機関にこれを提出するものとする。

3 競走実施機関は、前項の申請があつたときは、当該選手に対し身体検査及び適性検査を行い、これに合格したときは、更新の登録を行い、かつ、当該選手が現に有する選手登録票と引換えに新たな選手登録票を交付するものとする。

4 前項の規定により変更届出をしようとする者は、届出書に選手登録票、写真及び変更の事実を証する書類を添えてこれを提出するものとする。

**第十八条** 選手は、選手登録票を滅失し、又はき損したときは、再交付を申請することができる。

2 前項の規定により再交付を申請しようとする者は、その理由を記載した申請書及び写真に当該選手登録票(き損した場合に限る。)を添えて競走実施機関にこれを提出するものとする。

(登録の消除等)

**第十九条** 選手につき、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、競走実施機関は、当該選手の登録を消除し、当該選手にその旨を通知しなければならない。

一 選手から登録消除の申請があつたとき。

二 第十六條第二項の手続をしないで有効期間が満了したとき。

三 死亡したとき。

四 視力、音感その他の身体の機能に支障を生じ、選手として適當でなくなつたと競走実施機関の指定する医師により認定されたとき。

五 正当な理由なく三年以上引き続き競走に出場しなかつたとき。

六 第十四条第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

**第二十条** 選手が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、競走実施機関は、当該選手の登録の消除をすることができる。

一 選手登録票を変造し、又は他人に利用させたとき。

二 第十二条に規定する申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したとき。

三 競走に關し不正な行為をしたとき。

四 前各号に掲げるもののほか、公正かつ安全な競走を行うに不適當と認められる理由があるとき。

5 前項の規定により登録を消除しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる者をもつて構成される資格審査会の審査を経なければならない。

一 施行者の代表

二 競走実施機関の代表

三 審判員の代表

四 審判員の代表

五 検査員の代表

六 学識経験者

3 前項の資格審査会の組織、運営その他の細目は、法第三十四条第一項の競走実施業務規程の定めるところによる。

4 競走実施機関は、第一項の規定により選手の登録を消除したときは、当該選手にその旨を通知しなければならない。

5 前項又は前項の規定により登録消除の通知を受けた者は、遅滞なく選手登録票を競走実施機関に返還するものとする。

**第二十一条** 第十一條から前条まで(第十四条第三号及び第十九條第五号を除く。)の規定は、審判員の登録について準用する。この場合において、第十一條第二項中「毎年二回以上」とあるのは「毎年一回以上」と、第十四条第一号中「十六歳」とあるのは「十九歳」と、第十五条中「第三号様式」とあるのは「第四号様式」と、第十九條第六号中「第二号又は第三号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとする。

**第二十二条** 第十一條から第二十条まで(第十四条第三号及び第十九條第五号を除く。)の規定は、検査員の登録について準用する。この場合において、第十一條第二項中「毎年二回以上」とあるのは「毎年一回以上」と、第十四条第一号中「十六歳」とあるのは「十九歳」と、第十五条中「第三号様式」とあるのは「第五号様式」と、第十九條第六号中「第二号又は第三号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとする。

**第四章 雜則**

(競走実施機関の処分等についての審査請求)

**第二十三条** この省令の規定による競走実施機関の処分又はその不作為に不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査

査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、競走実施機関の上級行政庁とみなす。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和三一年九月一六日運輸省令第三五号) 抄

この省令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

#### 附 則 (昭和三三年四月一〇日運輸省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和四六年八月三日運輸省令第五一号)

この省令は、昭和四十六年九月一日から施行する。ただし、第二十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成元年七月二〇日運輸省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第六八号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則 (平成一〇年一〇月九日運輸省令第一二号)

1 この省令は、平成十年十一月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一〇年三月三〇日運輸省令第六八号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則 (平成一〇年三月三〇日運輸省令第六八号) 抄

1 この省令は、平成十年十一月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一一二年三月二日運輸省令第八号)

1 この省令の施行の際現に交付を受けている改正前の第五号様式による選手登録票、第六号様式による審判員登録票又は第七号様式による検査員登録票は、當該登録票に記載されている登録の有効期間が満了するまでの間は、それぞれ改正後の第五号様式による選手登録票、第六号様式によるモーター登録票又は第七号様式による検査員登録票とみなす。

#### 附 則 (平成一一二年三月二日運輸省令第八号)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一一二年三月三〇日運輸省令第一七号)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一一二年三月三〇日運輸省令第一七号)

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

#### 附 則 (平成一六年八月二十五日国土交通省令第八四号)

(施行期日)

この省令は、平成十六年九月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に交付を受けているこの省令による改正前のボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則第二号様式によるボート登録票及び第四号様式によるモーター登録票は、当該登録票に記載されている登録の有効期間が満了する日までの間は、それぞれ改正後の第一号様式によるボート登録票及び第二号様式によるモーター登録票とみなす。

#### 附 則 (平成二〇年二月一三日国土交通省令第六号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成二〇年四月一一日から施行する経過措置)

(ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一一部改正に伴う経過措置)

1、選手、審判員及び検査員登録規則第一号様式によるボート登録票、第二号様式によるモーター登録票、第三号様式による選手登録票、第四号様式による審判員登録票及び第五号様式による検査員登録票は、当該登録票に記載されている登録の有効期間が満了する日までの間は、それぞれ同条の規定による改正後の第一号様式によるボート登録票、第二号様式によるモーター登録票、第三号様式による選手登録票、第四号様式による審判員登録票及び第五号様式による検査員登録票とみなす。

#### 附 則 (平成二〇年六月二〇日国土交通省令第四五号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成二七年八月二一日国土交通省令第六三号)

(施行期日)

この省令は、平成二十七年九月十八日から施行する。

#### 附 則 (平成二八年三月三一日国土交通省令第二三号)

(施行期日)

この省令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成二八年三月三一日国土交通省令第二三号)

(施行期日)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則 (令和元年九月一三日国土交通省令第三四号)

#### 第一 条

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則 (令和元年十二月十四日)

(行政庁の行為等に関する経過措置)

この省令の施行の日前に、この省令による改正前の海難審判法施行規則、ボート、モーター

選手、審判員及び検査員登録規則及び航空法施行規則(欠格条項を定めるものに限る。)に

適用するものに限る。)

に

基づき行われた行政の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、な  
お従前の例による。

**第一号様式（第4条関係）**

第一号様式（第4条関係）

ボート登録票				登録番号
登	年月日	有効	年月日まで	
録				
所	氏名 又は 名称		住	所
有				
者				
ボート名				
種類及び級別				
最大幅	cm	重	kg	
童装の大要				
製造者	氏名 又は 名称		住	所
製造年月日				
製造番号				
このボートは、ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則第3条の規定により本会に登録されたものであることを証明する。				
年月日				
競走実施機関の長				印

(用紙の大きさA4番)

**第二号様式（第10条関係）**

第二号様式（第10条関係）

モータ登録票				登録番号
登	年月日	有効	年月日まで	
録				
所	氏名 又は 名称		住	所
有				
者				
種類及び級別				
シリンドラ容積				
名称及び型式				
製造者	氏名 又は 名称		住	所
製造年月日				
機関番号				
このモーターは、ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則第10条において準用する同令第3条の規定により本会に登録されたものであることを証明する。				
年月日				
競走実施機関の長				印

(用紙の大きさA4番)

## 第三回印様式（第一回登録用）

第三号様式（第15条関係）

35ミリメートル

選手登録票		
写真		
登録番号	年	月
氏名	月	日
登録年月日	年	月
有効期間	月	日まで
生年月日	年	月
国籍	国	籍
等		

この者は、ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則第13条の規定により本会に登録された選手であることを記明する。

## 第四回印様式（第二回登録用）

第四号様式（第21条関係）

35ミリメートル

審判員登録票		
写真		
登録番号	年	月
氏名	月	日
登録年月日	年	月
有効期間	月	日まで
生年月日	年	月
国籍	国	籍
等		

この者は、ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則第21条において準用する同令第1条の規定により本会に登録された審判員であることを記明する。

年 月 日  
競走実施機関の長 団

第五号様式（第22条関係）

53ミリメートル

55ミリメートル

検査員登録票		
登録番号	年	月
氏名	月	日
登録期間	年	月
登録効期間	年	月
有効期限	年	月
生年月日	年	月
籍貫	年	月
年月日	年	月
監査員登録規則第22条において準用する同令第13条の規定により本会に登録された検査員であることを証明する。		
監査実施機関の長 団		